



# 鹿児島働き方改革推進支援センター

(受託者：鹿児島県社会保険労務士会)

年5日  
有給休暇の  
確実な取得

施行日  
2019年4月1日

## 時間外労働の上限導入

- ◎原則として  
月45時間・年360時間
- ◎臨時的な特別な事情があり  
労使が合意する場合でも
  - ・年720時間以内
  - ・休日労働を含み月100時間未  
満又は複数月平均80時間以内  
(45時間超えは年間6カ月まで)

施行日  
2019年4月1日  
(中小企業：2020年4月1日)  
自動車運転業務・建設事業・医師・製糖業  
については 2024年4月1日

正規・非正規間の  
不合理な  
待遇差解消

同一労働同一賃金

施行日  
2020年4月1日  
(中小企業2021年4月1日)

相談  
例

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？ ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？ ◆待遇差の理由の説明は？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？ ◆何か役立つ助成金はあるの？

来所相談  
(電話・メール)

セミナー

すべて無料

臨時出張相談

企業訪問による  
相談支援

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士）** が

お応えいたします。

相談  
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】  
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階  
(鹿児島県社会保険労務士会事務局内)

※E-mail [hatarakikata@sr-kagoshima.jp](mailto:hatarakikata@sr-kagoshima.jp)

ホームページ

<https://hatarakikata.sr-kagoshima.jp>



連絡先

0120-221-255



来所相談、セミナー講師、臨時出張相談、訪問相談 **すべて無料!**

👉 裏面へ

# F A X 申込書

( 0 9 9 - 2 5 7 - 2 2 1 9 )

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、F A Xによるご相談、各種支援サービスのお申込みもお受けしております。  
(電話・電子メール及びホームページからでもお申し込みが可能です。)

※希望するサービスに☑をお付けください。

個別訪問による相談を希望する

- ▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。
- ▶ 1企業当たり、3回(必要があれば6回程度)まで企業へ訪問いたします。

ご相談内容：



働き方改革セミナー講師を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナー（40名程度）に講師を派遣いたします。

臨時出張相談（バント含む）を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設等において、臨時出張相談窓口にて専門家を派遣いたします。

事業所名	
所在地	〒    —
電話番号	
ご担当者名	
(備考)	

※F A Xをいただければ、1週間以内にお電話で連絡いたします。

## <働き方改革推進支援センター相談事例>

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中（卸売・小売業）

- ⇒ 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、マルチタスク化を提案。
- ⇒ 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。
- ⇒ 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- ⇒ フォークリフト資格を取り、正社員化（キャリアアップ助成金利用）した労働者もいる。

特定部門の社員が長時間労働（飲食業）

- ⇒ 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ（マルチタスク化）、部門のシフト制を提案。
- ⇒ シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- ⇒ 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。
- ⇒ マルチタスク化により残業が削減。